



～「安全・安心」那覇市水道水～

- 水道法第20条第1項では、水道事業者に対して**毎日検査を含む定期的な水質検査**の実施を義務付けています。
- 那覇市には沖縄県企業局の西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を実施して、供給する水の安全性を確認しています。
- 下記に令和3年度に実施した水道水の全基準項目検査結果を掲載しています。最新の結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、下表の検査結果は、紙面の都合上、採水場所10か所中、5か所の結果を掲載しています。
- 上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。**



法定基準項目 ■表中の〔数値〕は、〔数値〕未満の意味です。

番号	項目名	水道水質基準等	検査結果(給水栓水)					備考	
			県企業局西原浄水場系統			県企業局北谷浄水場系統			
			末吉公園	繁多川交番	小祿南風公園	ちゅらまち公園	壺川中公園		
1	一般細菌	100個以下/mL	0	0	0	0	0	微生物	
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	無機物質・金属類	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.05	0.04	0.05	0.16	0.16		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.018	0.019	0.017	0.072	0.066		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		一般有機物質
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.011	0.011	0.012	0.0046	0.0053		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004	0.004	0.002	<0.002	0.002		
25	ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.016	0.016	0.018	0.017	0.019		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	消毒副生成物	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.045	0.047	0.049	0.038	0.043		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004	0.004	0.004	<0.002	<0.002		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.016	0.016	0.017	0.011	0.012		
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.0028	0.0029	0.0033	0.0066	0.0068		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	金属類	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.056	0.058	0.050	0.025	0.030		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.001	0.001	0.001	0.003	0.003		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	15.3	15.7	16.1	20.3	19.7		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	22.6	22.5	22.8	26.6	25.7	無機物質	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	23.6	23.8	25.8	44.2	41.4		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	85	87	83	119	113		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	有機物質	
42	ゼオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000002	0.000002	0.000001	<0.000001	<0.000001	臭気物質	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	有機物質	
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		
46	有機物(全有機炭素の量)	3 mg/L以下	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8		
47	pH値	5.8以上、8.6以下	7.4	7.6	7.6	7.4	7.4	基礎的性状	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
上記水質基準項目検査結果の判定			水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合		
遊離残留塩素		0.1 mg/L以上(注)	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	衛生的措置	

(注) 残留塩素の基準は、水道法第22条に基づく「衛生上の措置」のための基準です。

※なお、PFOS等については、5月8日及び11日に測定した結果、北谷浄水場系統にて4ng/L～9ng/L(暫定目標値50ng/L以下)となっています。また、PFOS等の結果については那覇市上下水道局ホームページにも記載しています。(PFOS等とはPFOS及びPFOAの合計値)

PFOS等の結果については、詳しくはこちらをご覧ください。



公共下水道接続のための資金補助及び貸付



下水道が使用できるようになった区域(処理区域)内では、処理開始の告示された日から3年以内に水洗便所に改造しなければならないことが下水道法及び那覇市下水道条例に定められています。

那覇市上下水道局では、下水道接続を推進するため、くみ取り便所や浄化槽式便所を廃止して公共下水道へ接続する工事のための補助金・貸付制度を設けています。

補助金・貸付制度を受けるためには諸要件があります。詳しい内容は上下水道局のホームページを確認するか料金サービス課までお問い合わせください。



下水道へ接続すると次のような効果が得られます

水洗トイレが使えるようになります。

くみ取り便所等が、衛生的なトイレに変わり、いやな臭いなくなります。悪臭がなくなります。

街が整備され生活環境が良くなります。

きたないドブや水たまりがなくなって、ハエや蚊などの害虫がなくなり、街はきれいに整備され、快適な生活環境が生まれます。

川や海がきれいになります。

汚水が川や海に流れ込まなくなって、きれいな水をとりもどし、魚や小鳥の住む、豊かな自然が守れます。

市民のみならず、事業所のみならずへ

油・生ごみの適切な処理についてお願い

油や生ごみを排水口や公共下水道にそのまま流してしまうと、宅地内の排水管や公共下水道の「つまり」・「悪臭」の原因となり、地域周辺に悪影響を与えます。

【ご家庭では】

- 油のついた調理器具や食器等は、使用済みのキッチンペーパー、古新聞、古い布等でふきとってから洗うと油も流れず、食器洗いも楽になり節水にもつながります。
- 使用済みの油は、新聞紙などで吸い取るか、市販の廃油凝固剤を使用し固め、燃やすごみとして捨てましょう。
- ごみ受けに水切りネット等をかぶせ、生ごみが流れ出るのを防ぎましょう。生ごみは水気を切ってから、燃やすごみとして捨てましょう。



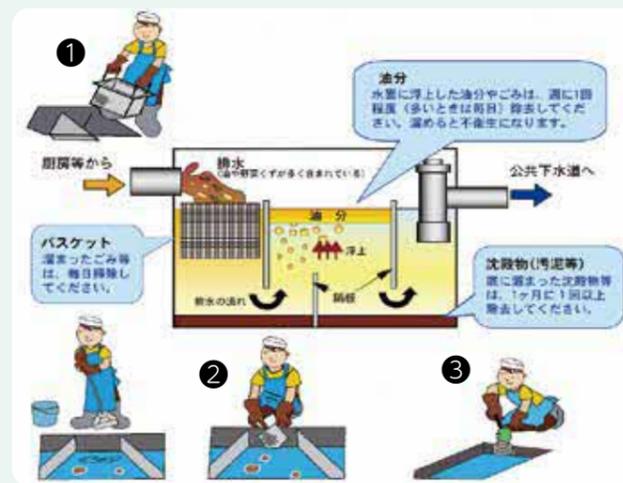
【事業所では】

飲食店やホテル、病院等では大量の食材を調理し食器の洗浄をするので、排水に多量の油分が含まれています。油分を取り除くため、グリーストラップ(※)を設置しなければなりません。

※グリーストラップとはグリース阻集器のことを言い、油脂分を大量に排出する事業場に設置し、下水道施設を損傷したり汚水処理機能を障害しないよう、ゴミ、油脂分を取り除く油脂分離装置です。

グリーストラップの以下3点の管理をお願いします。

- バスケット(金網かご)の清掃は毎日行ってください。
 - 浮き上がった油脂分は週1回以上(多いときは毎日)除去してください。
 - グリーストラップの槽内の沈殿物は、月1回以上清掃し、除去してください。
- ①については、燃えるゴミとして処理します。
②③については、産業廃棄物となりますので容器に保管して、都道府県知事の許可を取得した産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。



海や川、宅地内の排水管、公共下水道をいっしょに守っていきましょう!

【お問い合わせ】 料金サービス課 TEL:941-7810 FAX:941-7820